

# 兵庫県立氷上西高等学校 いじめ防止基本方針

兵庫県立氷上西高等学校

## 1 学校の方針

本校は、校訓「自主、互譲、責任」を理念として、生徒一人一人の個性と能力の伸長を図り、人間としての誇りと豊かな心を育み、活力あるたくましい生徒を育成することを目標としている。また、人と人とのふれあいをおして人間としての優しさと思いやり、温かさと厳しさを学び、共に生きる心や共に支え合う温かい心と強い心を育てることを生徒指導の重点の一つとしている。すべての生徒が、安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組むことができるよう、教職員が生徒と共に、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ迅速に解決するため、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 いじめ問題に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめはどの学校でも起こり得るもので、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。また、暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。さらに、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することもある。いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

以上のいじめの共通認識をすべての教職員が持ち、平素より生徒との面談等を密にして生徒の微妙な変化を察知するとともに、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを抑止し、いじめを許さない学校づくり」を推進するために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を推進する。

## 3 いじめの防止等に関する学校の取組

### (1) いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

別紙1

特定の教職員が問題を抱え込むことがないように、管理職を含む全教職員及びキャンパスカウンセラー等の心理的な指導の専門家により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制など、校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず早期発見するために、校内研修の企画、取組状況等の学校評価による定期的な点検と改善を行う。

## (2) 未然防止等の年間計画

別紙2

いじめの防止の観点から、教育活動全体を通じて、豊かな心の育成に努める。また、生徒一人一人が当事者の立場に立って、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。いじめの防止に資する多様な取組を組織的・計画的に行うため、年間計画を別に定める。

## (3) 早期発見

別紙3 別紙4

日常的な実態把握のために、教職員による日常的な観察、個別面談等を行う。教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず早期発見するために「いじめアンケート」を別に定め、定期的な情報の収集を行う。さらに生徒指導部で授業等の活動中に教職員が察知した「気づき」を共有できるように「KIDUKI」カードを定める。また、相談しやすい環境づくりも行う。

## (4) 早期対応

別紙5

いじめの疑いに関する正確な実態把握、迅速な対応を行うため、いじめ対応チームを中心とした組織的対応を行う。

## (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

スマートフォン・携帯電話等によるネットいじめの増加に対応するため、情報モラル教育の充実を推進する。また、生徒が自ら考え実行する「西高スマホルール」を中心にいじめ防止の取組を行う。また、保護者に対して、インターネット利用に伴う危険性の理解と協力を求める。

## 4 重大事態への対処

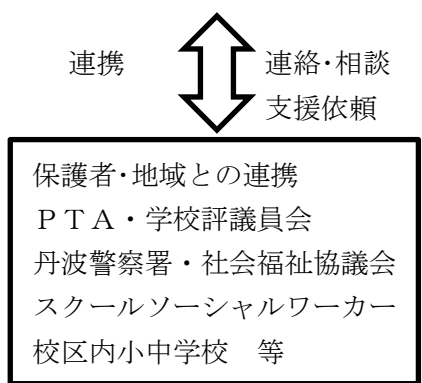
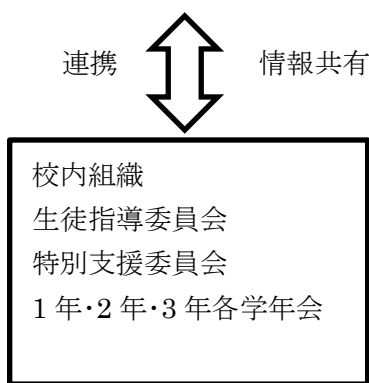
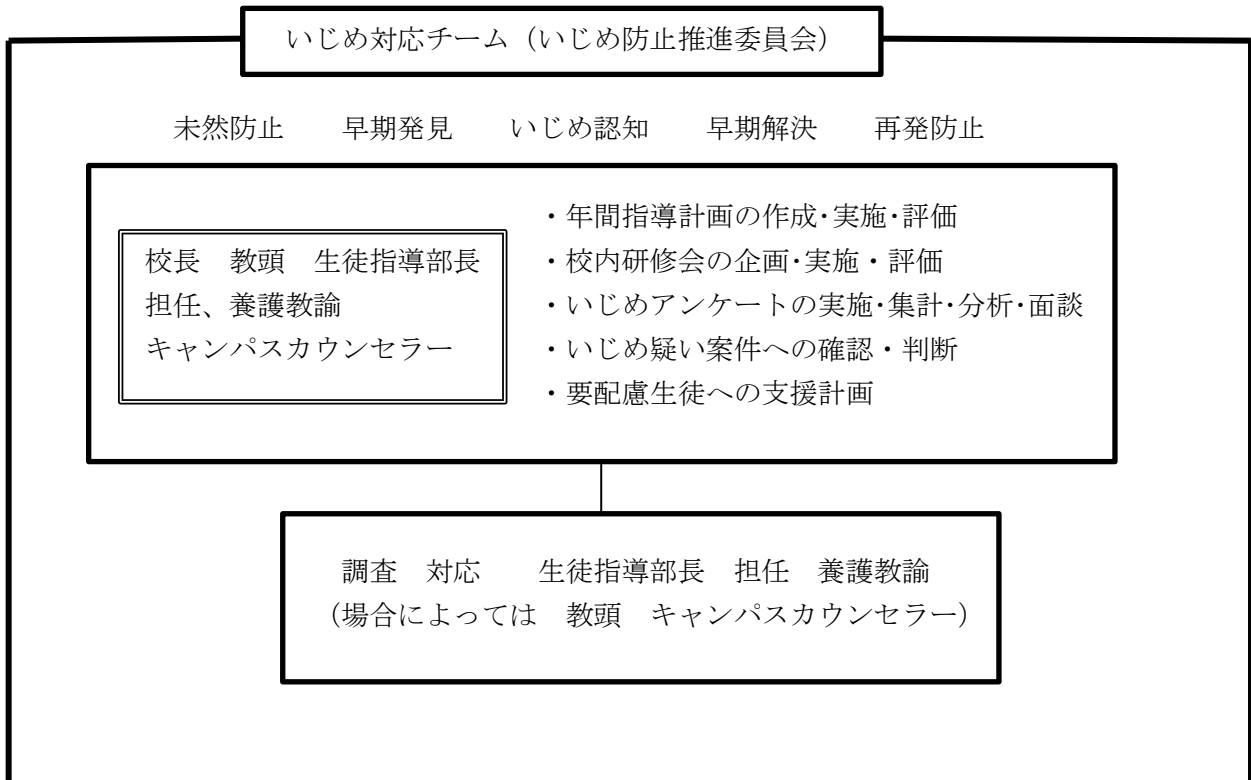
### (1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
    - 生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
    - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長を中心として、いじめ防止推進委員会で調査、さらに専門的な知識及び経験を有する外部の専門家であるキャンパスカウンセラー、保護司、人権擁護委員及びスクールソーシャルワーカー等を加えた組織により専門的・多角的に事態の解決に向けて対応する。

- ① 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志の下で学校全体で組織的な取り組みを行う（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）。
- ② 「いじめ対応チーム」を設置し、迅速な対応ができるようにする。
- ③ 「いじめ対応チーム」を中心として特定の教職員がいじめ問題を抱え込むことがないように教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ④ いじめアンケートを活用し、検証・評価を随時行う。



## 学校生活に関するアンケート

年 番 氏名

このアンケートは学校生活についての調査です。気持ちよく学校生活を送れるように、調査を実施します。プライバシーを尊重しますので、実態を正直に記入して下さい。

### I 学校生活について、あなたは次の1～15がどれくらいあてはまりますか。

4（あてはまる） 3（ややあてはまる） 2（あまりあてはまらない） 1（あてはまらない）  
の4つから選んでその番号を○で囲んでください。

1. 学校生活が楽しいと感じる	4	3	2	1
2. 友達は私のことをわかってくれている	4	3	2	1
3. 友達にからかわれたり、バカにされることがある	4	3	2	1
4. 友達にいやなことをされることがある	4	3	2	1
5. 無視されたり仲間はずれにされることがある	4	3	2	1
6. 物を隠されたり汚されたり壊されることがある	4	3	2	1
7. いいがかりやおどしを受けることがある	4	3	2	1
8. 殴られたり蹴られたりすることがある	4	3	2	1
9. お金や物を取られたことがある	4	3	2	1
10. いやなメールを送りつけられたことがある	4	3	2	1
11. SNS等に悪口を書かれたことがある	4	3	2	1
12. いやなことがあった時、友だちは慰めたり励ましたりしてくれる	4	3	2	1
13. 友達になかなか本当の気持ちをうちあけられない	4	3	2	1
14. 担任の先生は、私のことを気にしてくれている	4	3	2	1
15. 困ったことがあれば親や先生に相談する	4	3	2	1

### II (1), (2)について、該当する項目の（ ）に○を記入してください。

(1) 自分の周りでいじめが行われるのを見たことがありますか。

①ある（ ） ②ない（ ）

(2) 「①ある」と答えた人はどんないじめが行われるのを見ましたか。

①仲間外れ・無視（ ） ②しつこく悪口をいう（ ） ③物を隠したり、壊す（ ）

④暴力（ ） ⑤お金や物をとる（ ）

⑥その他（ ）

生徒理解 KIDUKI (気づき) カード

別紙 4

県立氷上西高等学校

指導回数	生徒指導部長	担任	記入者
対象生徒	年		
発生日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分		
発生場所			

該当する気づきの番号に○をつけてください。詳細あれば、下欄に番号と内容をご記入ください。

1 学 習	a 読み b 書き c 計算 d 文章題 e 実技
2 学 習 姿 勢	a 意欲の低下 b 私語 c 忘れ物 d 未提出 e 遅刻・早退・欠席 f 離席 g 内職 h 飲食 i 質問に答えない j プリント類をなくす k 自分の世界に
3 生 活 態 度	a 挨拶できる b 一人で行動 c 保健室によく行く d さぼらない e 感情の起伏 f 緘黙傾向 g 友人関係 h 乱暴な行動 i からかい
4 行 動 の 特 徴	a 動作がぎこちない b 指示を行動に移せない c 視線を合わさない e 反抗・不服従が目立つ f 音・匂い・光・言葉に敏感に反応する g 予定や環境の変化に順応できない h 特定のことにとても詳しい

<詳細・状況説明>

--

# 組織的対応

別紙5

## 1 発見

日常の観察・いじめアンケート・KIDUKIカード・教育相談  
生徒情報・生徒及び保護者からの訴えなど

## 2 情報収集・事実確認

生徒指導部・担任・養護教諭

教頭

校長

招集・指揮

兵庫県教育委員会  
適宜報告・指導  
支援

いじめ対応チーム（いじめ防止推進委員会）

指導方針の決定・和解へ向けた動き  
被害生徒・加害生徒のケアを同時進行で行う

## 3 対応

職員会議

報告・共通理解

事案によっては

保護者会の開催

経緯・対応の報告

指導に入る

①学年注意

②特別指導

生徒指導部長訓戒

校長訓戒

家庭謹慎・登校謹慎

反省文・読書・作文指導

③懲戒処分

関係機関

ネット上の問題 県警サイバー犯罪対策室・特別非常勤講師

地域 青少年本部・社会福祉協議会・学校評議員会

学校だけで解決が困難な場合 丹波警察署・丹波教育事務所等

連絡  
相談

事後指導

いじめ対応チームによる継続的な指導・経過観察

## 4 再発防止

いじめ対応チームによる再発防止提案

人権教育の推進 全校集会・学年集会

面談の強化 隠さない、相談しやすい雰囲気づくり

重大事案に対しては

速やかに教育委員会や警察等の関係機関に報告する

教育委員会の支援のもと管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる  
事案によっては、当事者の同意を得て、緊急保護者会を開催する

マスコミ対応は情報の窓口を一本化し、教頭があたる